

九州ルーテル学院大学公認心理師国家試験の受験資格取得に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、履修規程（第4条及び第4条の2）の規定に基づき、公認心理師国家試験の受験資格取得に関し必要な事項を定めるものとする。

(履修科目及び単位数)

第2条 授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。

2 公認心理師国家試験の受験資格を取得する者は、以下全てを満たす必要がある。

- (1) 大学において卒業要件を充足の上、心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として、別表1に定める科目の単位を全て修得しなければならない。
- (2) 前号に定める規定を満たした後、大学院において必要な科目を修めてその課程を修了するか、又は、公認心理師法施行規則第5条で定める施設において2年以上の実務経験を積まなければならない。

(履修方法)

第3条 前条第2項第1号に定める授業科目の履修方法は、学則並びに履修規程及び本規定の定めるところによる。

(履修要件)

第4条 公認心理師国家試験の受験資格を取得するためには、学則並びに公認心理師法及び公認心理師法施行規則に従い所定の科目を修得しなければならない。

- 2 本学が独自に定める科目として、公認心理師が心理支援を行うための基盤科目として、「認知行動療法」を開講する。
- 3 公認心理師指定科目及び本学が独自に定める科目（以下、公認心理師関連科目）は、特別な事情のある場合を除き、配当学年時に全て修得すること。ただし、1年次及び2年次に配当された科目については2年次の終了までに修得すれば良いものとする。
- 4 2年次終了時点で、2年次までに開講される全ての公認心理師関連科目の単位を修得している者に対して、公認心理師関連科目 GPA、日頃の授業態度、レポート、熱意意欲、実習を安全に行える健康状態であること等を総合的に勘案した指導を行い、「心理演習Ⅰ・Ⅱ」、「心理実習Ⅰ・Ⅱ」の履修の可否を判断する。
- 5 3年次終了時点で、3年次までに開講される全ての公認心理師関連科目の単位を修得している者に限り、「心理実習Ⅲ」を履修することができる。
- 6 編入学生は認めない。
- 7 成績に関する条件として、公認心理師指定科目及び本学が独自に定める科目の GPA（以下、公認心理師関連科目 GPA）について、以下の成績基準を満たしていない学生には面接指導を行う。
 - (1) 2年次前期終了時点：公認心理師関連科目 GPA 2.7
 - (2) 2年次後期終了時点：公認心理師関連科目 GPA 2.7
 - (3) 3年次前期終了時点：公認心理師関連科目 GPA 2.7

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、令和5年（2023年）4月1日から施行する。また、この規定は、令和5年度以降に入学した者について適用する。

附 則

この規程は、2026（令和8）年4月1日から施行する。

別表1

区分	指定科目等の名称	授 業 科 目 名	配当年次	単位(時間)
公認心理師 指定科目 (必修科目)	公認心理師の職責	公認心理師の職責	2	2
	心理学概論	心理学概論	1	2
	臨床心理学概論	臨床心理学概論	1	2
	心理学研究法	心理学研究法	2	2
	心理学統計法	心理学統計法	2	2
	心理学実験	心理学実験	2	2
	知覚・認知心理学	知覚・認知心理学	2	2
	学習・言語心理学	学習・言語心理学	2	2
	感情・人格心理学	感情・人格心理学	2	2
	神経・生理心理学	神経・生理心理学	2	2
	社会・集団・家族心理学	社会・集団・家族心理学	2	2
	発達心理学	発達心理学	1	2
	障害者・障害児心理学	障害者・障害児心理学	2	2
	心理的アセスメント	心理的アセスメント	2	2
	心理学的支援法	心理学的支援法	2	2
	健康・医療心理学	健康・医療心理学	3	2
	福祉心理学	福祉心理学	3	2
	教育・学校心理学(教育相談)	教育・学校心理学(教育相談)	3	2
	司法・犯罪心理学	司法・犯罪心理学	3	2
	産業・組織心理学	産業・組織心理学	3	2
	人体の構造と機能及び疾病	人体の構造と機能及び疾病	2	2
	精神疾患とその治療	精神疾患とその治療Ⅰ	3	2
	関係行政論	関係行政論	3	2
	心理演習Ⅰ	心理演習Ⅰ	3	2(15時間)
	心理演習Ⅱ	心理演習Ⅱ	3	2(15時間)
	心理実習Ⅰ	心理実習Ⅰ	3	2(30時間)
	心理実習Ⅱ	心理実習Ⅱ	3	2(30時間)
	心理実習Ⅲ	心理実習Ⅲ	4	2(30時間)
	本学が独自に定める科目	認知行動療法	2	2